

プレミアム付商品券事業（DVからの避難支援）

配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス：DV）を理由に避難している方で、事情により平成31年1月1日以前に住民票を移すことができていない方は、「申出書」を提出ください。一定の要件を満たす場合は、以下の措置を受けることができます。

- 手続きを行った方の分の購入引換券は、配偶者からの代理申請があっても交付しません。
- 3歳未満のお子さまがいる世帯の世帯主の購入引換券は、手続きを行った方がお子さまを同伴している場合、世帯主（配偶者）ではなく、手続きを行った方に交付します。
- 住民票がある市区町村とお住まいの市区町村が異なる場合は、お住まいの市区町村に購入引換券の交付の申請を行うこととなります。
- 平成31年1月1日以前に、配偶者と生計を別にしていない場合は、配偶者に扶養されていないものとみなし、配偶者が課税者であっても、手続きを行った方の課税状況に応じ、購入引換券を交付します。

平成31年1月2日以降に配偶者と生計を別にした場合は、平成31年1月1日における扶養関係を基に、購入引換券を交付するか判断いたします。

手続きの対象となる「一定の要件」とは

次の1. を満たし、かつ2. ～4. までのいずれかに該当する方が交付対象となります。

1. 医療保険上、配偶者と異なる世帯に属すること、または配偶者の被扶養者となっていないこと。
2. 配偶者からの暴力防止法に基づく保護命令を受けていること。
3. 婦人相談所などから「配偶者からの暴力保護に関する証明書」が発行されていること。
4. 平成31年1月2日以降に、現在お住まいの市区町村に住民票を移し、住民基本台帳の閲覧制限等の「支援措置」の対象となっていること。

申出期間

- ・全国共通の事前申出期間が設けられています。

申出期間 : 令和元年5月27日 ~ 令和元年6月7日 まで

※この申出期間を過ぎても申出書を提出することはできます。ただし、申出をいただいた旨の連絡が、住民票のある市区町村へ届いた時点で、すでに購入引換券が配偶者等に対して交付されている場合、申出を行った方への交付は行えないのでご注意ください。

申出書について

申出を行う場合は以下の申出書に必要書類を添えて、嘉手納町役場産業環境課へ提出してください。

- ・「プレミアム付商品件等受領」に係る配偶者からの暴力を理由に避難している旨の「届出書」（お知らせのページ内に様式を提示しています）